

専門スピリチュアルケア師・更新審査

対象者：2017年9月の資格取得者（資格の有効期限：2018年4月1日～2023年9月30日）猶予者（2022年7月の審査手続きを完了しながら、コロナ禍等のため受験を断念することを、学会事務局に申し入れて認められた方、および、資格更新猶予を認められた方）

※2021年度より、資格認定証の日付（認定日）を、その年の10月1日とし、更新期限を5年後の9月30日とします。

現時点での暫定資格認定証は、資格認定の5年後の3月31日までのところ、6か月延長し、5年経過後の9月30日までの期間、資格を有効とします。

申請の要件

- 1、5年間で400時間以上のスピリチュアルケア職としての臨床活動をしていること
- 2、旧書式（各認定教育プログラム指定）で事例報告10本、うち5本はSV（スーパーヴィジョン）を受けていること
新書式（当学会指定）の場合は、1本で旧書式の2本分換算
→すべて新書式の場合は、事例報告を5本提出し、うち3本はSVを受けていること
- 3、当学会学術大会に5年間に2回以上参加していること
- 4、当学会が主催する継続研修（倫理研修および現任者研修）にそれぞれ一回以上参加していること
継続研修制度下の倫理研修は、学術大会会期にあわせて実施される「スピリチュアルケア師倫理講習」は含まない
- 5、30ポイント以上の「教育・研究活動ポイント」
この要件を満たさない場合、専門資格の更新審査を申請することができず、失効
ただし、臨床資格への更新は可能

特別の事由があると認められた場合は、更新申請を猶予できる場合があります。

提出書類

申請者

- ・願書（当学会所定用紙、証明写真は撮影後6か月以内のもの）
- ・申請者の経歴（A4横書き1枚以内）
- ・自己理解に関する論述書（原則A4横書き）
PC使用の場合は、A4横書き（40×40＝1600字）以内
手書きの場合は、400字詰め原稿用紙に1600字以内
次の二点について、それぞれ1600字以内
 - (1) 申請者自身のスピリチュアルケアのスタイルについて
関係性や共感力の強みや課題についての理解を述べる
 - (2) 申請者自身のスピリチュアリティについて
自身の理解するスピリチュアリティおよび自身の宗教的・思想的・文化的背景と、スピリチュアリティに影響を与えた出来事を述べる
- ・認定教育プログラム修了証の写し
- ・住民票記載事項証明書（氏名、生年月日、現住所のみ）
- ・資格認定証の写し
- ・スピリチュアルケアの臨床活動歴
- ・教育・研究活動ポイント表
- ・事例報告書（書式については、「申請の要件2」を参照のこと）

認定教育プログラム

内申書